

## 4-3\_機能要件\_軽自動車税(種別割)

項番	枝番	機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由	その他意見等(参考)	対応方針案・確認事項	WT検討区分	
			機能要件	実装してもしなくても良い機能	通常版						限定機能版
1. 軽自動車税(種別割) 基本情報管理(当初課税・税額変更)											
1.1. 車両台帳情報管理											
1.1.1.	1	車両情報管理	車両情報の管理(設定・保持・修正)ができること。 <車両情報> 軽自管理番号 車両番号(標識番号) 異動年月日(登録年月日や取得年月日) 種別 燃料の種類 型式認定番号 型式 年式 車名 車両の通称名 排気区分 総排気量又は定格出力 原動機の種類 車体の形状 営業用・自家用区分 用途 車台番号 初度検査(届出)年月 所有形態区分 被けん引車両情報(該区分・車輪数) メモ	<del>車両情報の管理(設定・保持・修正)ができること。</del>	実装すべき	実装すべき	・フルアシスト自転車該区分には、電動キックボードや電動スクーターを含む。 ・車輪数について、種別に含めて管理する方法も可とする。 ・受付拠点は、住民からの標識交付申請や廃車申告等の受付を行った拠点を指す。 ・入力拠点は、軽自動車税システムへ申告情報等の入力を行った拠点を指す。	税務システム等標準化検討会や全国意見照会において、課税事務上システムでの管理が必要な項目の確認を行った。 上記のうち、原則として「軽自動車税(種別割)申告書(報告書)(第33号の4の2様式(第16条関係))」及び「軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第33号の5様式(第16条関係))」の記載項目については、実装すべき機能(実装すべき管理項目)としている。  フルアシスト自転車該区分については、当該車両は新製品・新規経路での市場への流通やメーカー回収などの不確定要素が多いため、事務効率の観点で種別とは別途判別可能な区分を設けることが有効という意見があったことから、実装してもしなくても良い機能とする。  被けん引車両情報の管理については、経年車重課判定や適用税率判定の際に考慮する情報であるため、実装すべき機能としている。ただし、当該項目への登録有無は地方団体の実情を踏まえ判断するもの整理とした。  受付拠点及び入力拠点は、大規模団体で分けて管理を行う必要がある場合があるため、実装してもしなくても良い機能とした。  一括納税対象車両区分は、一部の地方団体において実施されている複数車両の納税を一括で行うための納付書を交付する運用があるが、当該運用に際して対象となる車両かどうかを判別するための区分である。運用する地方団体が限定されることから、実装してもしなくても良い機能とした。	①車両の通称名、用途、車体の形状 →半数以上のベンダから現状の機能で実装していないと回答があったため、課税額の算出には直接影響しない項目であることを考慮して、通常版・限定機能版共通して実装してもしなくても良い項目に緩和できるか検討させていただきます。  ②軽自管理番号 →職員で修正や削除をすることは想定されないため、参照のみできれば可とする見直しを行います。  ◆標準化に際して実装必須とする ③被けん引車両情報 →現状の製品対応度では実装していないケースも見られましたが、課税に必要な情報であるため、実装すべきのままとする方向で考えられています。  ④営・自家用区分、所有形態 →種別に含めて管理しているとするケースも見られましたが、申告書の記載項目に合わせて要件化しているため、修正なしとして進めたいと思います。	当日確認(要件見直し箇所)	
	2		車両情報の管理(設定・保持・修正)ができること。 <車両情報> フルアシスト自転車該区分 試乗車区分 受付拠点 入力拠点 改造情報(改造内容・改造作業者) 一括納税対象車両区分	<del>車両情報の管理(設定・保持・修正)ができること。</del>	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	・フルアシスト自転車該区分には、電動キックボードや電動スクーターを含む。 ・車輪数について、種別に含めて管理する方法も可とする。 ・受付拠点は、住民からの標識交付申請や廃車申告等の受付を行った拠点を指す。 ・入力拠点は、軽自動車税システムへ申告情報等の入力を行った拠点を指す。	税務システム等標準化検討会や全国意見照会において、課税事務上システムでの管理が必要な項目の確認を行った。 上記のうち、原則として「軽自動車税(種別割)申告書(報告書)(第33号の4の2様式(第16条関係))」及び「軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第33号の5様式(第17条関係))」の記載項目以外については実装してもしなくても良い機能(実装してもしなくても良い管理項目)としている。  フルアシスト自転車該区分については、当該車両は新製品・新規経路での市場への流通やメーカー回収などの不確定要素が多いため、事務効率の観点で種別とは別途判別可能な区分を設けることが有効という意見があったことから、実装してもしなくても良い機能とする。  試乗車区分については、試乗車の車両情報を軽自動車税の車両台帳とは別途管理している事例もあることから、実装してもしなくても良い機能とする。  受付拠点及び入力拠点は、大規模団体で分けて管理を行う必要がある場合があるため、実装してもしなくても良い機能とした。  一括納税対象車両区分は、一部の地方団体において実施されている複数車両の納税を一括で行うための納付書を交付する運用があるが、当該運用に際して対象となる車両かどうかを判別するための区分である。運用する地方団体が限定されることから、実装してもしなくても良い機能とした。	<事業者意見> メモについて、機能要件ごとに記載がありますが、これは機能毎にメモを管理しなければいけないという意味合いになるでしょうか。 例) 名義人情報管理としてメモを1件、廃車車両管理としてメモを1件 など それとも、車両番号や納税義務者の宛名管理番号単位でメモを保持し、各機能の管理画面から参照出来れば仕様を満たしているかと解釈して問題ありませんでしょうか。 通常は車両番号や納税義務者の宛名管理番号単位での管理が一般的だと想定しております。	①メモの管理単位について(要件横断) →以下の認識で相違ないようであれば、(1)及び(2)に定義のある"メモ"の表記については各要件から削除する方向で進めたいと思います。  (1)宛名情報のメモを参照する実装で良いもの →1.1.4. 名義人、1.1.6. 納税義務者、1.1.16. 代理人  (2)車両情報(1.1.1.)のメモを参照する実装で良いもの →1.1.15. 廃車車両管理  (3)機能単位でのメモが必要なもの →1.4.2. 異動履歴、3.1.1. 税額変更申告情報、3.2.7. 減免情報	当日確認
1.1.2.	1	標識情報管理	標識情報の管理(設定・保持・修正)ができること。 <標識情報> 標識番号 交付年月日 標識回収区分 標識返納年月日	<del>標識情報の管理(設定・保持・修正)ができること。</del>	実装すべき	実装すべき	各団体の条例に基づき、「軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第33号の5様式(第16条関係))」に記載のある種別においては、市町村での標識発行を行っていることから発行した標識の管理を行うにあたり必要な機能の定義を行った。  ご当地ナンバーについては、導入地域が限定的であることから実装してもしなくても良い機能とする。  標識交付証明書回収区分については、廃車受付時には標識の回収が必要であるが、その際の標識交付証明書の回収有無は各団体における有効性や事務負担等を勘案し判断するものとして、実装してもしなくても良い機能とする。  弁償金情報管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係しないが、税務システム等標準化検討会や全国意見照会において弁償金徴収事務に関する機能は有用である旨の意見があったことから、実装してもしなくても良い機能とする。				

項番	枝番	機能名称	標準仕様書		備考	要件の考え方・理由	その他意見等(参考)	対応方針・確認事項	WT検討区分	
			機能要件	実装してもしなくても良い機能						通常版
	2		<p>標識情報の管理(設定・保持・修正)ができること。</p> <p>&lt;標識情報&gt; ご当地ナンバー該当区分 標識交付証明書回収区分 電動キックボード等用標識区分 弁償金額 弁償金支払年月日 弁償金支払い有無</p>		<p>実装してもしなくても良い</p> <p>実装してもしなくても良い</p>		<p>ご当地ナンバーについては、導入地域が限定的であることから実装してもしなくても良い機能とする。</p> <p>標識交付証明書回収区分については、廃車受付時には標識の回収が必要であるが、その際の標識交付証明書の回収有無は各団体における有効性及事務負担等を勘案し判断するものとして、実装してもしなくても良い機能とする。</p> <p>弁償金情報管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係しないが、税務システム等標準化検討会や全国意見照会において弁償金徴収事務に関する機能は有用である旨の意見があったことから、実装してもしなくても良い機能とする。</p>			
1.1.3.	1		<p>試乗標識を管理(設定・保持・修正)ができること。</p> <p>&lt;試乗標識情報&gt; 申請情報(申請者情報(氏名(名称)、所在地、電話番号)、申請年月日、申請事由、メモ) 交付年月日 車両番号(標識番号) 貸与期間 標識回収区分 標識返納年月日</p>	<p><del>試乗標識を管理(設定・保持・修正)ができること。</del></p> <p>&lt;試乗標識情報&gt; 申請情報(申請者情報(氏名(名称)、所在地、電話番号)、申請年月日、申請事由、メモ) 交付年月日 車両番号(標識番号) 貸与期間 標識回収区分 標識返納年月日</p>	<p>実装してもしなくても良い</p> <p>実装してもしなくても良い</p>		<p>試乗標識管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係せず、また試乗車の車両情報を軽自動車税のデータベースとは別途管理している事例もあるが、税務システム等標準化検討会や全国意見照会において軽自動車税システムでの対応がされていれば有用である旨の意見があったことから、実装してもしなくても良い機能とする。</p>			
1.1.4.	1	名義人情報管理	<p>各種名義人(所有者/使用者)情報の管理(設定・保持・修正)ができること。</p> <p>&lt;名義人情報&gt; 宛名基本情報 メモ</p>		<p>実装すべき</p> <p>実装すべき</p>	<p>・「宛名基本情報」は、業務共通要件に記載のものを指す。特に軽自動車税業務では以下の項目を意図しているが、業務共通要件に記載のある項目が管理できれば問題ない。(以降同様)</p> <p>宛名番号 氏名(名称)(カナ・漢字) 住所(所在地)(郵便番号・方書含む。) 生年月日</p>	<p>「軽自動車税(種別割)申告書(報告書)(第33号の4の2様式(第16条関係))」及び「軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第33号の5様式(第16条関係))」における名義人(所有者、使用者)の項目について、必要な管理機能の定義を行った。</p>			
1.1.5.	1		<p>使用者について、所有者と同一人の場合は所有者の情報を複写して設定できること。</p>		<p>実装すべき</p> <p>実装すべき</p>	<p>使用者について、所有者と同一の情報を初期値設定とする対応も可とする。</p>	<p>多くの場合は所有者と使用者が同一となるため、税務システム等標準化検討会において当該機能は有用であるという結論となった。基本的に上記の事情は地方団体間の差が小さいと想定されることから実装すべき機能とする。</p> <p>なお、設定方法などの操作性に係る部分はシステムを実装する事業者の創意工夫の範囲として想定している。</p>	<p>&lt;事業者意見&gt; 「使用者について、所有者と同一人の場合は所有者の情報を複写して設定できること。」について確認です。リース車両について、契約満了後に使用者が車両を取得して所有者となる等で、使用者情報を所有者に複写するケースがあります。使用者を所有者へ複写する機能については実装すべき機能として定義されないでしょうか。</p>	<p>①使用者→所有者の複写について →左記の意見の通り必要な機能と考えられますので、上記の内容についても当該要件と合わせて定義したいと考えます。</p>	当日確認
1.1.6.	1	納税義務者情報管理	<p>納税義務者情報の管理(設定・保持・修正)ができること。</p> <p>&lt;納税義務者情報&gt; 宛名基本情報 口座振替対象区分 振替口座情報 メモ</p>	<p><del>納税義務者情報の管理(設定・保持・修正)ができること。</del></p> <p>&lt;納税義務者情報&gt; 一括納税対象者区分 一括納税対象者情報</p>	<p>実装すべき</p> <p>実装すべき</p>	<p>・振替口座情報及び一括納税対象者情報については、収納管理システム等のサブシステムからの参照も可とする。</p>	<p>「軽自動車税(種別割)申告書(報告書)(第33号の4の2様式(第16条関係))」及び「軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第33号の5様式(第16条関係))」における納税義務者の項目について、必要な管理機能の定義を行った。</p> <p>一括納税に係る要件については、一部の地方団体で必要となる機能であるため、実装してもしなくても良い機能としている。</p>			
	2		<p>納税義務者情報の管理(設定・保持・修正)ができること。</p> <p>&lt;納税義務者情報&gt; 一括納税対象者区分 一括納税対象者情報</p>		<p>実装してもしなくても良い</p> <p>実装してもしなくても良い</p>	<p>・一括納税対象者情報については、収納管理システム等のサブシステムからの参照も可とする。</p>	<p>一括納税に係る要件については、一部の地方団体で必要となる機能であるため、実装してもしなくても良い機能としている。</p>			
1.1.7.	1		<p>納税義務者について、所有者又は使用者と同一人の場合は当該情報を複写して設定できること。</p>		<p>実装すべき</p> <p>実装すべき</p>	<p>納税義務者について、所有者又は使用者と同一の情報を初期値設定とする対応も可とする。</p>	<p>納税義務者について、多くの場合は所有者又は使用者と同一となるため、税務システム等標準化検討会において当該機能は有用であるという結論となった。基本的に上記の事情は地方団体間の差が少ないと想定されることから実装すべき機能とする。</p> <p>なお、設定方法などの操作性に係る部分はシステムを実装する事業者の創意工夫の範囲として想定している。</p>			

項番	枝番	機能名称	標準仕様書		備考	要件の考え方・理由	その他意見等(参考)	対応方針案・確認事項	WT検討区分		
			機能要件	実装してもしなくても良い機能						通常版	限定機能版
1.1.8.	1	定置場情報管理	定置場について、納税義務者又は各種名義人(所有者/使用者)の住所(所在地)、あるいは当該住所をもとに「当該地方団体内」と設定できること。 また、直接入力による登録もできること。		実装すべき	実装すべき	定置場を納税義務者又は各種名義人の住所での初期値設定とする対応も可とする。	軽自動車税(種別割)申告書(報告書)(第33号の4の2様式(第16条関係)及び「軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書(原動機付自転車・小型特殊自動車)(第33号の5様式(第16条関係))」における主たる定置場の項目について、必要な管理機能の定義を行う。当該情報は地方団体が課税を行う根拠となるが、団体により入力を住所地まで行う場合と当該地方団体内までの場合があるため、機能要件では並列して定義を行った。		①定置場に当該団体内を設定する機能 →当該要件について、複数事業者から現状実装していない旨の回答があったため、WTで再度必要性を確認させていただきます。 問題ないようであれば、当該記載部分のみ別途実装してもしなくても良い機能(通常版・限定機能版)として見直ししたいと思います。	当日確認
1.1.9.	1	課税区分管理	課税区分及び事由の管理(設定・保持・修正)ができ、税額計算、調定処理等に反映できること。 なお、課税区分について調定処理が行われるまでの間は未調定であることが参照できること。  <課税区分> 課税 課税取消 非課税 課税免除 不均一課税 減免 課税情報の調査中		実装すべき	実装すべき	軽自動車税の事務上想定される課税区分の管理要件について定義を行った。 なお、全国意見照会の中で同じ課税区分においても当該区分の事由によって分けて管理を行う必要があるという意見があったため、事由についても要件化を行う。  課税情報の調査中にはいわゆる課税処理保留を含む。 課税処理保留とは、各地方団体において行われている。課税客体に係る情報が不明である等の場合に課税処理を保留することを想定している。	<課税区分の持ち方の例について> 1.盗難車両の課税区分があるなど …標準仕様書上は、課税区分の事由または廃車事由での管理を想定 2.減免や課税免除は「課税」の課税区分として管理している(別途管理する持ち方) …標準仕様書上は、独立した区分として管理を想定 3.不均一課税の区分は保持していない …標準仕様書上は、独立した区分として定義	①未調定状態の参照 →要件の意図について一部疑義がありましたので、主に税額変更に係る異動が行われた際に収納管理システムへ連携済みかどうかを把握できるようにする目的である旨を考え方・理由に補足したいと考えています。  ◆標準化に際して実装必須とする ②課税区分の見直しについて 課税取消、課税免除、不均一課税、課税情報の調査中は、実装の仕方が各社相違があり、対応状況が悪くなっています。 標準化に際して課税区分として一律で管理する方向で進めたいと考えています。  また、不均一課税は地方税法上規定のある要件になるため、修正なしとします。	当日確認(要件見直し箇所)	
1.1.10.	1		特定の団体を非課税対象として管理(設定・保持・修正)できること。 また、非課税対象とした団体の所有する車両について、課税区分を課税と設定した場合はアラートとして通知できること。		実装すべき	実装すべき	地方税法第445条(国等に対する軽自動車税の非課税)に基づく事務を行う際に、当該法令が国、非課税独立行政法人等の特定の団体を非課税対象として挙げていることから、税務システム等標準化検討会において当該機能が業務効率上有用であるという結論になった。	<事業者意見> 要件後半部分の非課税団体を義務者として登録した車両情報について、課税区分は「非課税」となる認識です。「非課税」以外が設定された場合にアラートとするのではなく、「課税」が設定された場合にアラートとする仕様について仕様意図をご教示ください。	①要件の類型について(通常版・限定機能版) →課税戻りなどを防止するうえで有用な機能ですが、基本的に人口規模が小さい団体では該当数が少なく必要性も低いと思われるため、限定機能版では要件を実装してもしなくても良い機能に緩和したいと考えます。 また、通常版においての必要性も改めて確認したいと思いますが、構成員の現行運用を踏まえて考えた場合、当該機能は以下どちらに該当するかご回答ください。 (1)運用上必要性が高い (2)あれば良いがなくても運用可能  ②後半部分の表現について ご意見の通り、「非課税以外の区分が設定された場合」の方が適切な判断がされる仕様かと思しますので、問題ないようであれば当該箇所の見直しを行います。	当日確認	
1.1.11.	1		課税区分を「課税情報の調査中」としているものについて、調査に係る情報を管理(設定・保持・修正)できること。  <調査に係る情報> 開始年月日 開始事由 終了年月日 終了事由 調査結果		実装すべき	実装すべき	納税義務者の所在地調査、課税客体の確認等賦課事務に必要な調査を行っている課税情報の管理を行う。 終了事由については、「調査による」、「本人申出による」などの管理を想定している。	<事業者意見> 「課税情報の調査中」自体あまり台数がない(自治体の規模にもよる)ものと思われるが、事由や調査結果をシステムで管理する必要性については運用によるように思われるためオプション機能が良いのではないかと	◆標準化に際して実装必須とする ①課税情報の調査中に係る情報管理 →実現性評価の結果、現行機能で対応していないとする事業者が特に小規模団体向けの製品で見られた状況です。ただし、適切な課税を行う上で当該要件で定義した項目の管理ができる必要があるという認識ですので、修正なしの方向で考えています。	共有のみ	
1.1.12.	1	軽自動車税種別割管理	初度検査年月(又は年)から法定年月が経過した車両について、経年車重課税対象区分として一括及び個別で自動判定できること。 ただし、地方税法に基づき経年車重課税対象とならない車両は除外すること。  また、個別に経年車重課税対象区分を管理(設定・保持・修正)できること。		実装すべき	実装すべき	平成15年10月14日前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について、年のみ判明している場合は12月として取扱う。上記に該当しない軽自動車については、各地方団体で確認の上、適宜登録を行う。	平成28年度より適用開始となった経年車重課税対象区分の判定機能を記載している。 基本的に初度検査年月等の要素からシステムでの経年車重課税の自動判定が行われることを意図しているが、必要に応じて経年車重課税対象区分を個別設定する場合も考えられることから、後者の機能についても記載を行う。	<実装の例について> 軽自動車検査情報の重課情報参照し重課区分として車両台帳に管理し年度毎に設定するシステム、軽自動車検査情報は参考情報として、車種、初度検査年月、燃料区分から判定しているシステム両方ございます。 いずれの場合も課税システムでの重課判定機能を備えており、当初課税時(バッチ処理)に加え、税額変更時(オンライン処理)の重課判定も行えます。	①個別の判定機能の追記 →現状の製品で実装されている機能として、税額変更時の個別処理のケースへ対応したのもも考えられることから「個別」の文言を追記したいと考えています。  ②重課対象外車両の記載方法について →重課判定の要件について、1.1.13.で重課対象外車両の除外区分を別途定義していますが、実現性評価を踏まえた実装方法として、重課の判定の機能に含むケースが主流と見られた状況です。 要件の趣旨としては地方税法に基づく重課判定が適切に行われれば問題ないと思われるので、1.1.13.の除外区分の定義は削除し、1.1.12.の判定の中で正しく重課対象外車両の考慮ができれば問題なしとする整理を進めたいと考えています。	当日確認
1.1.13.	1		初度検査年月(又は年)から法定年月が経過した車両であっても、地方税法に基づき経年車重課税対象とならない車両について、経年車重課除外区分として管理(設定・保持・修正)できること。		実装すべき	実装すべき	上記経年車重課対象区分の判定に関連して、電気自動車等の一部の車両においては対象外となるため、除外区分の管理を必要機能として記載している。		①1.1.12.踏まえて整理	当日確認	
1.1.14.	1		地方税法に則ったグリーン化特例(軽課)対象区分の管理(設定・保持・修正)ができること。		実装すべき	実装すべき	平成28年度より適用開始となったグリーン化特例(軽課)対象区分の管理機能を記載している。 当該区分の自動判定については、検査情報が必要となることから当該箇所ではなく1.3.の機能項目で検査情報取込と合わせて定義を行っている。				

項番	枝番	機能名称	標準仕様書		備考	要件の考え方・理由	その他意見等(参考)	対応方針案・確認事項	WT検討区分	
			機能要件	実装してもしなくても良い機能						通常版
1.1.15.	1	廃車車両管理	廃車済みの車両を管理(設定・保持・修正)できること。  <廃車済み車両情報> 車両情報 異動年月日(廃車年月日) 廃車事由 メモ		実装すべき	実装すべき				
1.1.16.	1	代理人管理	各種代理人(相続人代表者・相続人・納税管理人・成年後見人・その他)を管理(設定・保持・修正)できること。  <代理人情報> 代理人区分 法人番号 宛名基本情報 メモ		実装すべき	実装すべき	軽自動車税の課税事務において、相続があった場合などに代理人の情報が必要となることから実装すべき機能として定義をしている。		①メモの実装について →メモの実装について、軽自動車税システムではなく参照先の宛名管理システム等で宛名情報と同様に管理する場合もあるようでしたので、当該実現方法でも問題ない旨を備考に補記したいと考えています。	共有のみ
1.1.17.	1	送付先管理	軽自動車税各種通知書送付先を管理(設定・保持・修正)できること。		実装すべき	実装すべき	送付先は、特段の申告がない限りは納税義務者の住所となる。			
1.1.18.	1		対象者が期限付きで転出している場合などに、送付先を適用する期間(開始年月日・終了年月日)を管理(設定・保持・修正)できること。	対象者が期限付きで転出している場合などに、送付先を適用する期間(開始年月日・終了年月日)を管理(設定・保持・修正)できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	納税義務者が特定の期間転出するなど送付先が変更される期間が判明している場合の送付先管理方法として有用な面があるが、税務システム等標準化検討会の構成員によって当該機能の要件が異なることから実装してもしなくても良い機能とする。			
1.2. 異動情報登録処理										
1.2.1.	1	申告情報管理	申告に係る情報を管理(設定・保持・修正)ができること。  <申告情報> 申告区分(新規取得・移転・転入等) 申告年月日	申告に係る情報を管理(設定・保持・修正)ができること。  <申告情報> 申告者情報(申告者区分(本人・代理人等)、氏名(名称)、住所(所在地)、電話番号)	実装すべき	実装すべき	軽自動車税の異動処理を行うにあたって、申告に関する項目の記載を行った。  申告者とは、申告・報告義務者以外に当該申告に関わる者を想定した要件だが、地方団体によっては当該情報を管理していないケースもあるため実装してもしなくても良い機能とした。			
	2		申告に係る情報を管理(設定・保持・修正)ができること。  <申告情報> 申告者情報(申告者区分(本人・代理人等)、氏名(名称)、住所(所在地)、電話番号)		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	申告者とは、申告・報告義務者以外に当該申告に関わる者を想定した要件だが、地方団体によっては当該情報を管理していないケースもあるため実装してもしなくても良い機能とした。			
1.2.2.	1	新規登録	各種異動情報(地方団体での申告・軽自動車協会や運輸支局等から送付される申告書等)に基づき、新規登録ができること。		実装すべき	実装すべき	申告に基づく異動処理を行う上で基本的な機能を実装すべき機能とした。また、申告内容について異動年月日が過去の場合も想定されるため、合わせて実装すべき機能として定義を行う。			
1.2.3.	1		名義人、納税義務者等の情報を維持したまま連続して新規登録できること。		実装すべき	実装すべき	同上	<事業者意見> 同一人物(または団体)が多数の車両を同時に取得するケースが頻発に発生する場合には必要となる機能と思われるが、あまり発生することがないのではないかと思われる。大規模自治体向け、またはオプション機能で良いのではないか。	①機能要件の類型について(通常版・限定機能版) →APPLICの意見及び各社の対応状況を踏まえ、限定機能版では実装してもしなくても良い機能に緩和する方向で考えます。また、通常版における必要性についても実装してもしなくても良いとして問題ないかどうか確認させていただきます。	当日確認
1.2.4.	1		異動年月日を過去の日付に遡り新規登録ができること。		実装すべき	実装すべき	同上			
1.2.5.	1		燃料の種類ごとに用いる排気区分を設定できること。当該設定に基づき、燃料の種類に応じた排気区分を判定できること。		実装すべき	実装すべき	・排気区分はガソリン車であればCCやL等、電気自動車であればkWといった自動車の総排気量の単位を指す。  ガソリン車の場合はCCとLの両方のパターンで申告がされる可能性があるが、税務システム等標準化検討会において燃料の単位を統一して管理できた方が良いとする結論となったため実装すべき機能として記載を行う。また、上記の事情もあり事務上申告された単位で管理を行うケースも考えられることから、排気区分の判定として要件を定めた。	①燃料の種類に応じた排気区分の判定の実現方法について →判定の内容について、入力した燃料の種類に応じて排気区分の初期値が設定される方法以外に規定値以外の入力に対するアラートによる対応でも問題ないか確認させていただきます。 問題ないようであればその旨を備考へ記載したいと思います。  ※以下のどちらの実装でも良いという認識で相違ないか ①燃料の種類→排気区分の順で入力するシステムの場合 …例) 燃料の種類を「ガソリン」として、排気区分を「Kw」とするとエラー(アラート)となる ②排気区分→燃料の種類で入力するシステムの場合 …例) 排気区分を「Kw」として、燃料の種類を「ガソリン」とするとエラー(アラート)となる	当日確認	

項番	枝番	機能名称	標準仕様書				備考	要件の考え方・理由	その他意見等（参考）	対応方針・確認事項	WT検討区分
			機能要件	実装してもしなくても良い機能	通常版	限定機能版					
1.2.6.	1		新規登録を行う際に、特定の項目から関連する情報を判定し入力を省略できること。  <実装例> ・型式認定番号から、型式や車名を判定する。 ・型式から、車名、排気量、燃料の種類や型式認定番号を判定する。 ・車台番号から、型式や車名を判定する。等	新規登録を行う際に、特定の項目から関連する情報を判定し入力を省略できること。  <実装例> ・型式認定番号から、型式や車名を判定する。 ・型式から、車名、排気量、燃料の種類や型式認定番号を判定する。 ・車台番号から、型式や車名を判定する。等	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		地方団体における事務負担軽減に寄与することから機能要件としての記載を行った。実装にあたっては、入カインタフェースの設計などを考慮する必要があることから詳細は一例として示す形としており、システム事業者の創意工夫に委ねる範囲として実装してもしなくても良い機能としている。			
1.2.7.	1	変更登録	各種異動情報（地方団体での申告・軽自動車協会や運輸支局等から送付される申告書等）に基づき変更登録ができること。		実装すべき	実装すべき		申告に基づく異動処理を行う上で基本的な機能を実装すべき機能とした。また、申告内容について異動年月日が過去の場合も想定されるため、合わせて実装すべき機能として定義を行う。			
1.2.8.	1		異動年月日を過去の日付に遡り変更登録ができること。		実装すべき	実装すべき		同上			
1.2.9.	1		名義人の変更登録時に同一ナンバープレートを引き継ぐか否か選択できること。		実装すべき	実装すべき		名義人変更の際にナンバープレートを引き継ぐケースと変更を行うケースがあるため、どちらにも対応できる要件を実装すべき機能としている。		①ナンバープレートの引継ぎ有無の意図について 一ナンバープレートはそのまま、名義人の変更登録ができれば実質的に当該要件意図を満足するという認識で問題ないでしょうか。 (ナンバープレートを変更する場合は一度廃車登録を行うという理解です。)  問題なければ、以下を要件備考に補記したいと考えます。  ・名義人の変更登録ができれば可とする。	当日確認
1.2.10.	1		複数の車両について、一括で名義人を変更できること。	複数の車両について、一括で名義人を変更できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		当該機能はディーラー等による取引など複数の車両の変更登録が行われるケースを想定しているが、地方団体に登録のある該当事業者数で必要性に差異があるため、実装してもしなくても良い機能とする。			
1.2.11.	1		同一車種（原付・小型特殊のみ）での車体変更時に、同一ナンバープレートの引き継ぎができること。 名義人変更と同時に行う場合でも対応できること。	同一車種（原付・小型特殊のみ）での車体変更時に、同一ナンバープレートの引き継ぎができること。 名義人変更と同時に行う場合でも対応できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	・車体変更とは、原付の買い替え等に際して名義人情報・標識番号を維持したまま車両情報のみ変更する手順を想定している。	運用地方団体が限定される状況のため、実装してもしなくても良い機能の整理とする。			
1.2.12.	1		複数車両の定置場等を一括で変更できること。	複数車両の定置場等を一括で変更できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		当該機能はディーラー等による取引など複数の車両の変更登録が行われるケースを想定しているが、地方団体に登録のある該当事業者数で必要性に差異があるため、実装してもしなくても良い機能とする。			
1.2.13.	1	廃車登録	各種異動情報（地方団体での申告・軽自動車協会や運輸支局等から送付される申告書等）に基づき、廃車登録ができること。		実装すべき	実装すべき		申告に基づく異動処理を行う上で基本的な機能を実装すべき機能とした。また、申告内容について異動年月日が過去の場合も想定されるため、合わせて実装すべき機能として定義を行う。			
1.2.14.	1		異動年月日を過去の日付に遡り廃車登録ができること。		実装すべき	実装すべき		同上			
1.2.15.	1		複数の車両を一括で廃車できること。	複数の車両を一括で廃車できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		当該機能はディーラー等による取引など複数の車両の変更登録が行われるケースを想定しているが、地方団体に登録のある該当事業者数で必要性に差異があるため、実装してもしなくても良い機能とする。			
1.2.16.	1		同日付の新規登録・変更登録・廃車登録が可能であること。		実装すべき	実装すべき		税務システム等標準化検討会において、事例は少ないが対応せざるを得ない場合があるため、その際にエラー対象とならないようにする必要があるという結論となった。  税務システム等標準化検討会において、事例は少ないが制度上同日での新規登録・変更登録・廃車登録の手続きが発生する可能性があるため、エラー・アラートチェックの範囲の基準として同日分が対象とならないようにする意図で当該要件を実装すべき機能とした。	<事業者意見> →「事例は少ないが対応せざるを得ない場合がある」とは、考え方・理由の修正を行う方向で考えているか。	①考え方・理由の修正 →意図が伝わりづらい部分がありましたので、考え方・理由の修正を行う方向で考えています。 (青字箇所)	共有のみ
1.2.17.	1		廃車処理を行った車両情報の復元ができること。		実装すべき	実装すべき		誤操作や申告誤りなどのケースを想定して実装すべき機能とした。			
1.2.18.	1	申告書パンチデータ取込	申告書パンチデータを一括取込できること。 取込結果を確認、修正し、車両台帳情報の更新ができること。	申告書パンチデータを一括取込できること。 取込結果を確認、修正し、車両台帳情報の更新ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		本機能要件は申告書の入力事務を外部委託している団体で必要となることを想定している。団体によって委託の実施有無は異なるため、実装してもしなくても良い機能とする。			

項番	枝番	機能名称	標準仕様書		備考		要件の考え方・理由	その他意見等（参考）	対応方針案・確認事項	WT検討区分	
			機能要件	実装してもしなくても良い機能	通常版	限定機能版					
1.2.19.	1		申告書パンチデータ取込結果について以下のリストを出力できること。  <出力対象リスト> 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動リスト	申告書パンチデータ取込結果について以下のリストを出力できること。  <出力対象リスト> 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動リスト	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	・以下の帳票要件に関連する。 No.9_車両異動登録一覧 No.18_パンチデータ取込済みリスト No.19_パンチデータ取込エラーリスト	同上			
1.2.20.	1	軽自動車OSS連携	軽自動車OSSと連携し、電子申告データを一括取込みできること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新（新規登録）が一括及び個別でできること。	軽自動車OSSと連携し、車検証データを一括取込みできること。 なお、車検証データの取込有無は選択できること。	実装すべき	実装すべき	令和5年の軽自動車OSSリリースに合わせたシステム対応ができれば問題ない。	令和5年1月より開始が予定されている軽自動車税関係手続きの電子化のうち種別割の申告の電子化に対応した機能を意図している。	<自治体意見> 台帳情報の更新は取込結果をもとに一括で行う想定が良いか。	①更新の仕様について 一左記要件の更新は、取り込んだ情報をもとに一括で更新するものと個別で更新するものを含む意図であるため、その旨を要件内で明記する方向で修正します。	共有のみ
	2		軽自動車OSSと連携し、車検証データを一括取込みできること。 なお、車検証データの取込有無は選択できること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い					
1.2.21.	1		電子申告データの取込結果について以下のリストを出力できること。  <出力対象リスト> 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動（新規登録）リスト	車検証データの取込結果について以下のリストを出力できること。  <出力対象リスト> 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動（新規登録）リスト	実装すべき	実装すべき	令和5年の軽自動車OSSリリースに合わせたシステム対応ができれば問題ない。  ・以下の帳票要件に関連する。 No.9_車両異動登録一覧 No.14_電子申告データ取込済みリスト No.15_電子申告データ取込エラーリスト No.16_車検証データ取込済みリスト No.17_車検証データ取込エラーリスト	同上			
	2		車検証データの取込結果について以下のリストを出力できること。  <出力対象リスト> 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動（新規登録）リスト		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	令和5年の軽自動車OSSリリースに合わせたシステム対応ができれば問題ない。  ・以下の帳票要件に関連する。 No.16_車検証データ取込済みリスト No.17_車検証データ取込エラーリスト				
1.2.22.	1	重複登録へのエラー・アラート	◇重複登録に関するチェック 新規登録及び変更登録の際に、台帳情報と重複チェックができること。 また、車両番号（標識番号）は、重複チェックの範囲を種別ごととするか選択できること。		実装すべき	実装すべき		本来固有の番号が重複登録されてしまうことによる課税誤りなどの課税事務上の問題を避けるため、エラー及びアラートチェックの機能を定義した。		①車両番号（標識番号）の重複チェックの種別単位の選択について 一実現性評価の際の事業者回答において、上記種別でのチェックができる機能を実装している事業者に限られる状況でした。（各社種別に関係なく、全体でチェックする仕様が大半でした） 基本的には同一の標識番号を発行しない運用（全種別での重複チェックのみで問題ない場合）の方が多いかと思っておりますので、種別単位でチェックを行う機能については別途実装してもしなくても良い機能として分けて定義を行いたいと考えています。	当日確認
1.2.23.	1	未入力項目へのエラー・アラート	◇未入力項目に関するチェック 新規登録、変更登録時に必須項目の未入力エラーチェックができること。 また、種別ごとにチェック対象とするか選択できること。		実装すべき	実装すべき		車両管理や課税に必要な項目が適切に入力されていることを担保するため、実装すべき機能（実装すべき管理項目）のうち、税務システム等標準化検討会において必要と結論付けた対象項目について、未入力に対するエラー及びアラートチェックの機能を定義した。		①種別ごとの選択について 一上記については各種別において制度上必要な項目に対して未入力項目に関するチェックができれば良いため、その旨を要件備考へ補記したいと考えます。  例）初度検査年月の未入力チェックは車検対象車両の種別を対象としている。	共有のみ
1.2.24.	1		◇未入力項目に関するチェック 廃車登録時に必須項目の入力チェックができること。 また、種別ごとにチェック対象とするか選択できること。		実装すべき	実装すべき		同上	同上		共有のみ

項番	枝番	機能名称	標準仕様書		備考	要件の考え方・理由	その他意見等(参考)	対応方針・確認事項	WT検討区分
			機能要件	実装してもしなくても良い機能					
1.2.25.	1	想定値外の入力へのエラー・アラート	◇種別ごとの入力可能値との整合性チェック 種別ごとに対象項目の入力可能値を設定し、新規登録、変更登録時のチェックができること。		実装すべき	実装すべき			共有のみ
1.2.26.	1		◇異動年月日の入力可能値との整合性チェック 新規登録、変更登録及び廃車登録の際に、異動年月日のチェックができること。		実装すべき	実装すべき			
1.2.27.	1	登録事項間の不整合へのエラーアラート	◇登録日付間の整合性チェック 異動時の取得年月日と廃車年月日について、整合性のチェックができること。		実装すべき	実装すべき			
1.2.28.	1		◇経年車重課・グリーン化特例(軽課)対象区分の整合性チェック 新規登録及び変更登録の際に、初度検査年月(又は年)をもとに、対象車両の経年車重課対象区分又はグリーン化特例(軽課)対象区分との整合性チェックができること。		実装すべき	実装すべき			
1.2.29.	1		◇所有形態の整合性チェック 新規登録及び変更登録の際に、所有形態に応じた各種項目との整合性チェックができること。		実装すべき	実装すべき			
1.2.30.	1		◇その他整合性チェック 新規登録及び変更登録の際に、各種設定内容について整合性チェックができること。	◇その他整合性チェック 新規登録及び変更登録の際に、各種設定内容について整合性チェックができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	<事業者意見> 「標識番号(使用の本拠地を表す地域名)により、当該車両の定置場が課税団体の区域内にありうる車両と推定される場合」という理解で相違ないようであれば、参考資料の修正を行います。	①エラー・アラートの参考資料の修正について →「重面番号(使用の本拠地を表す地域名)により、当該車両の定置場が課税団体の区域内にありうる車両ではないと推定される場合」という理解で相違ないようであれば、参考資料の修正を行います。  具体的には、以下のようなものを想定しており備考への追記を行う考えです。  例) 神戸市において品川ナンバーの車両の申告があった場合にアラートとする	当日確認
1.2.31.	1	職権管理	台帳上の全項目について職権による管理(強制修正)ができること。		実装すべき	実装すべき	申告がないケースにおいても、職員が任意のタイミングで車両台帳情報の更新を行う機能が実務上必要となることから、実装すべき機能として定義を行った。 なお、税額に係る項目に対して修正を行った場合は税額変更処理の対象となる。	①考え方・理由の補足 一事業者より税額に係る項目の扱いについて疑義があったため、青字箇所の補足を行っています。	共有のみ
1.3. J-LIS(軽自動車検査情報市区町村提供システム)連携									
1.3.1.	1	検査情報取込処理	J-LISからの検査情報を取り込めること。  ※軽自動車検査情報市区町村提供システムからダウンロードするCSVファイルをそのまま軽自動車税システムに取り込めること	全国軽自動車協会連合会からの検査情報を取り込めること。	実装すべき	実装すべき	申告書の内容の適否を確認するうえで、J-LISを通じて提供される軽自動車検査情報(新車新規登録、移転登録、抹消登録等)を軽自動車税システムに取込む機能は、事務の効率性の観点で有用と考えられるため、実装すべき機能とする。 また、一部の団体では全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報(新車新規登録、移転登録、抹消登録等)を取り込んで当該事務を実施しているため、こちらは実装してもしなくても良い機能とする。		
	2		全国軽自動車協会連合会からの検査情報を取り込めること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	一部の団体では全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報(新車新規登録、移転登録、抹消登録等)を取り込んで当該事務を実施しているため、こちらは実装してもしなくても良い機能とする。		
1.3.2.	1		J-LISからの検査情報を取り込む際に、経年車重課・グリーン化特例(軽課)対象車両情報(税額計算及び経年車重課・グリーン化特例(軽課)対象区分の判定に必要な項目も含む。)を取り込めること。 また、取り込んだ情報及び車両情報をもとに経年車重課・グリーン化特例(軽課)対象区分の自動判定ができること。	全国軽自動車協会連合会からの検査情報を取り込む際に、経年車重課・グリーン化特例(軽課)対象車両情報(税額計算及び経年車重課・グリーン化特例(軽課)対象区分の判定に必要な項目も含む。)を取り込めること。 また、取り込んだ情報及び車両情報をもとに経年車重課・グリーン化特例(軽課)対象区分の自動判定ができること。	実装すべき	実装すべき	申告書の内容の適否を確認するうえで、J-LISを通じて提供される軽自動車検査情報(新車新規登録、移転登録、抹消登録等)を軽自動車税システムに取込む機能は、事務の効率性の観点で有用と考えられるため、実装すべき機能とする。 また、一部の団体では全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報(新車新規登録、移転登録、抹消登録等)を取り込んで当該事務を実施しているため、こちらは実装してもしなくても良い機能とする。	①当該要件の位置づけについて →経年車重課・グリーン化特例対象車両情報については、検査情報の項目となっており1.3.1.に含まれるものと思われますので、問題ないようであれば、3.1.に統合する方向で進めたいと考えます。 上記問題なければ、1.3.2.の記載は左記(青字箇所)の通り修正します。	当日確認

項番	枝番	機能名称	標準仕様書		備考	要件の考え方・理由	その他意見等（参考）	対応方針・確認事項	WT検討区分	
			機能要件	実装してもしなくても良い機能						通常版
	2		全国軽自動車協会連合会からの検査情報を取り込む際に、経年車重課・グリーン化特例（軽課）対象車両情報（税額計算及び経年車重課・グリーン化特例（軽課）対象区分の判定に必要な項目も含む。）を取り定めること。 また、取り込んだ情報及び車両情報をもとに経年車重課・グリーン化特例（軽課）対象区分の自動判定ができること。					同上	当日確認	
1.3.3.	1		J-LIS又は全国軽自動車協会連合会からの検査情報を取り込む際に、同日内での新規登録・廃車登録がされている車両の除外有無を選択できること。	J-LIS又は全国軽自動車協会連合会からの検査情報を取り込む際に、同日内での新規登録・廃車登録がされている車両の除外有無を選択できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い				
1.3.4.	1		取込済み又は取込エラーとなった車両情報をリストで出力できること。 また取り込んだ検査情報を任意に修正できること。		実装すべき	実装すべき	・以下の帳票要件に関連する。 No. 20_検査情報取込エラーリスト No. 21_検査情報取込済みリスト	取込結果の確認や職員判断で、当該情報の必要な修正を行うために必要な機能となる。		
1.3.5.	1		取り込んだ検査情報を一括又は個別に削除できること。		実装すべき	実装すべき		職員判断で取り込んだ検査情報の削除を行うために必要な機能となる。	<事業者意見> 取り込んだ検査情報はDB（データベース）上で保持しておらず、当機能を実装するには検査情報管理DBを作成する必要がある。 ①要件の位置づけについて →当該要件の目的として、取り込んだ内容を確認した時点でデータに不備のある車両を後続の対象車両特定処理から除外することを意図したものであるため、その旨を考え方・理由へ補記します。 ②取り込んだ検査情報の一括削除機能について（限定機能版） →実現性評価の結果、特に小規模自治体へ展開している製品での開発規模が大きくなる見込みであったため、一括削除機能の部分については限定機能版のみ実装してもしなくても良いに緩和を行う方向で考えています。	当日確認
1.3.6.	1	対象車両特定処理	取り込んだ軽自動車税検査情報について、車両台帳上の情報と以下の項目で突合し、対象車両の特定ができること。 突合対象項目は選択できること。  <対象項目> 車台番号 車両番号（標識番号）		実装すべき	実装すべき		当該要件は、軽自動車検査情報市区町村提供システムから取り込んだ車両と軽自動車税システムで管理している車両の紐づけを行う機能を想定している。 なお、地方団体によって車両同士を特定できるキーが異なることから突合項目の選択についても実装すべき機能とした。		
1.3.7.	1		対象車両の特定ができなかったアンマッチ分の車両を抽出しリスト出力できること。 また、アンマッチ分の車両について任意に修正・削除ができること。		実装すべき	実装すべき	・以下の帳票要件に関連する。 No. 22_アンマッチリスト	アンマッチ分の車両の確認や対象データを職員判断で修正・削除するために必要な機能となる。	①左記要件で修正・削除を行うデータについて →アンマッチ分の車両の修正は取り込んだ検査情報に対して行うものであることが明確になるよう、要件の記載を以下の通り修正したいと思います。  修正前：～。また、アンマッチ分の車両について任意に修正・削除ができること。 修正後：～。また、アンマッチ分の車両について取込済みの検査情報を任意に修正・削除ができること。	共有のみ
1.3.8.	1		特定を行った対象車両について、任意に変更（特定（付け替え）/特定解除）できること。		実装すべき	実装すべき		対象車両の特定について、職員判断でも実施できる必要があることから、当該要件は実装すべき機能としている。	◆標準化に際して実装必須とする ①特定車両を任意に設定する機能 →個別のケースの対応として、職員の操作で車両の特定先を変更できる必要性は高いことに加え、各社の回答の中で標準化に際して実装できる目処があったことを踏まえて、修正なしで進めたいと思います。	共有のみ
1.3.9.	1	対象宛名特定処理	取り込んだ検査情報の所有者について、車両台帳上の情報と以下の項目で突合し、宛名候補の特定ができること。 突合対象項目は選択できること。  <対象項目> 氏名 住所	取り込んだ検査情報の所有者について、車両台帳上の情報と以下の項目で突合し、宛名候補の特定ができること。 突合対象項目は選択できること。  <対象項目> 氏名 住所	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	・検査情報における住所の記載方法について、「丁目15番地22号」や「1-15-22」等のパターンの表記がある。	当該要件は、軽自動車検査情報市区町村提供システムから取り込んだ車両の所有者と軽自動車税システム又は宛名管理システム等で管理している宛名の紐づけを行う機能を想定している。 誤って既存宛名と重複した宛名を作成してしまうリスクを軽減できることから有用ではあるが、突合精度に課題があり、地方団体の事情によって当該機能を用いた事務への対応可否が異なることから実装してもしなくても良い機能とした。		



項番	枝番	機能名称	標準仕様書		備考	要件の考え方・理由	その他意見等(参考)	対応方針・確認事項	WT検討区分		
			機能要件	実装してもしなくても良い機能						通常版	限定機能版
1.3.10.	1	差分抽出	対象車両を特定済みの検査情報と車両台帳情報について、対象項目を選択し不一致項目をリスト出力できること。 また、不一致項目について取り込んだ情報を任意に修正できること。		実装すべき	実装すべき	・検査情報における住所の記載方法について、「1丁目15番地22号」や「1-15-22」等のパターン表記がある。 ・以下の帳票要件に関連する。No.23_検査情報不一致項目リスト	当該要件は、紐づけ済みの検査情報の車両と軽自動車税システムの車両で登録事項に差分がないかのチェックを行う機能を想定している。 申告内容の適否を確認するうえで必要な機能となるため実装すべき機能としている。		◆標準化に際して実装必須とする ①不一致項目の抽出 →要件の趣旨として不一致の内容を確認する事務の必要性が高いことに加え、各社の回答の中で標準化に際して実装できる目処があったことを踏まえて、修正なしで進めたいと思います。	共有のみ
1.3.11.	1	台帳情報更新処理	年度当初の一括取込時は取込結果をもとに、4/1時点の車両台帳情報を更新(新規登録・変更登録・廃車登録)できること。		実装すべき	実装すべき	車両台帳情報を更新する際に検査情報で不足する内容については適宜登録を行う。	検査情報と軽自動車税システムの登録情報に差異がある場合の対応は、不一致の内容等によって異なるものと想定されるが、台帳更新まで行うケースもあり得ることを踏まえ実装すべき機能の機能としている。 上記の理由から当該機能の運用については導入地方団体が判断することを念頭に定義を行った。	<事業者意見> 基幹システムに登録済の車両台帳について、すでに基準日以降の更新がされている場合に、一世代以前の情報が車両台帳が更新されてしまう懸念はないか。	①要件趣旨の確認 →検査情報(4/1時点)を軽自動車税システムに反映させるタイミングが4/1であることが運用上の前提と認識していますが、相違ないでしょうか。	当日確認
1.3.12.	1		随時の異動分については、取込結果をもとに車両台帳情報を更新(新規登録・変更登録・廃車登録)できること。		実装すべき	実装すべき	車両台帳情報を更新する際に検査情報で不足する内容については適宜登録を行う。	同上			
1.3.13.	1		更新を行った対象車両の項目ごとに更新前/更新後の情報をリストで出力できること。		実装すべき	実装すべき	・以下の帳票要件に関連する。No.24_検査情報更新結果確認リスト	同上			
1.4. 異動履歴等管理											
1.4.1.	1	異動履歴管理	異動履歴(異動内容・異動年月日・処理年月日・操作者)を管理できること。 また、最新の異動履歴を削除することで誤操作等により更新された情報を更新前に戻せること。		実装すべき	実装すべき		台帳情報の異動処理を行った際に当該履歴を管理していることで、仮に課税事務上の問題が生じた場合等に迅速な原因究明が可能となることから実装すべき機能とした。 また、システム入力時の誤記などの微細な修正は、当該履歴を削除して修正前の状態に戻すことで訂正可能になるよう定義を行った。	<事業者意見> 現年度・過年度の調定が存在する状態で、異動履歴を削除すると収納状態と矛盾してしまう可能性があるか。	①課税額に影響のある異動履歴を削除した場合の認識について →以下の内容を考え方・理由へ追記したいと考えています。 「課税額に影響のある異動履歴を削除した場合は、税額変更処理の対象となる。納付済みの課税において減額となる税額変更処理を行う場合であっても、収納側へ連携される調定情報の変更内容をもとに収納側の事務として還付や充当の対応を行う整理となる。」	共有のみ
1.4.2.	1		異動に関する附帯情報を管理(設定・保持・修正)できること。  <異動に関する附帯情報> 異動事由 メモ		実装すべき	実装すべき		同上			
1.4.3.	1	取込履歴管理	取込み処理の履歴を管理できること。		実装すべき	実装すべき		パンチデータやJ-LIS連携で取込処理を実行したログを管理する意図で実装すべき機能としている。			
2. 当初課税											
2.1. 当初課税処理											
2.1.1.	1	一括処理	賦課期日現在の登録車両(課税対象車両のみ。非課税、課税情報の調査中、課税免除等)の納税義務者に対し、一括で当初課税処理ができること。		実装すべき	実装すべき		軽自動車税の課税を効率的に行う上で、賦課期日現在の登録車両に対し税額計算や納期限の設定等の当初課税処理を一括で行う機能は必要である。			
2.1.2.	1		当初課税の対象者について、納税義務者ごとに税額のリストを出力できること。		実装すべき	実装すべき	・以下の帳票要件に関連する。No.26_当初課税対象者税額リスト	同上			
2.1.3.	1	税額計算	地方税法及び条例に基づく税額計算ができること。		実装すべき	実装すべき		同上			
2.1.4.	1	一括納期限設定	条例で定められている納期限を一括で設定できること。		実装すべき	実装すべき		同上			
3. 税額変更											
3.1. 税額変更申告受付処理											
3.1.1.	1	税額変更申告情報管理	課税取消、随時課税、課税免除、不均一課税、職権抹消の税額変更に関する各種申告情報を管理(設定・保持・修正)できること。 また、履歴管理できること。  <税額変更申告情報> 申告年月日 申告区分 申告事由 メモ	課税取消、随時課税、課税免除、不均一課税、職権抹消の税額変更に関する各種申告情報を管理(設定・保持・修正)できること。 また、履歴管理できること。	実装すべき	実装すべき		課税取消等の税額変更に係る申告受付を行う上で管理が必要な項目を実装すべき機能とした。 申告者とは、種別割課税取消等を受けようとする者以外に当該申告に関わる者を想定した要件だが、地方団体によっては当該情報を管理していないケースもあるため実装してもしなくても良い機能とした。			

項番	枝番	機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由	その他意見等(参考)	対応方針・確認事項	WT検討区分
			機能要件	実装してもしなくても良い機能	通常版					
	2		課税取消、随時課税、課税免除、不均一課税、職権抹消の税額変更に関する各種申告情報を管理(設定・保持・修正)できること。 また、履歴管理できること。  <税額変更申告情報> 申告者情報(氏名(名称)・住所(所在地)・電話番号)		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い				
3.1.2.	1	審査結果情報管理	各種申告内容の審査結果を管理(設定・保持・修正)できること。  <審査結果情報> 許可事由(税額変更の事由) 税額変更決定年月日	各種申告内容の審査結果を管理(設定・保持・修正)できること。  <審査結果情報> 審査結果 不許可事由	実装すべき	実装すべき	税額変更の申請を許可する対象のみ入力する運用を基本とし、許可事由の項目を 実装すべき機能とする。各団体における審査事務によって要否に差異がある審査 結果、不許可事由の項目は実装してもしなくても良い機能とする。		◆標準化に際して実装必須とする ①税額変更に係る申告の審査情報管理 →現行製品で管理していないケースが見られますが、審査情報のシステム管理については 課税事務上の必要性から標準化に際して実装 すべきという整理であったと認識していま す。 こちら問題なければ修正なしとしたいと思います。	共有のみ
	2		各種申告内容の審査結果を管理(設定・保持・修正)できる こと。  <審査結果情報> 審査結果 不許可事由		実装してもしなくても 良い	実装してもしなくても 良い	各団体における審査事務によって要否に差異がある審査結果、不許可事由の項目 は実装してもしなくても良い機能とする。			
3.2. 減免処理										
3.2.1.	1	減免マスタ管理	減免対象区分ごとに当該区分に係る情報を管理(設定・保 持・修正)できること。  <減免マスタ情報> 減免対象区分の名称 減免割合 減免額 単年度/継続区分		実装すべき	実装すべき	・減免対象区分の名称につい ては以下のようなものを想定して いる。  <減免対象区分の名称の例> 生活保護 公益使用 障害者(本人が運転/生計を一 にするものが運転/常時介護者 が運転) 構造が専ら身体障害者等の利用 に供する 戦傷病者 福祉車両 災害その他	地方税法第463条の23(種別割の減免)により、地方団体の条例の定めに応じ必要 な減免区分をマスタ管理する機能が必要となる。 当該機能要件によって各団体の条例に応じた減免事務が可能となることから実装 すべき機能とした。		
3.2.2.	1	減免対象情報取込	生活保護システムからの生活保護情報の取込ができること。	生活保護システムからの生活保護情報 の取込ができること。	実装してもしなくても 良い	実装してもしなくても 良い	減免要件を満たす対象者の抽出を行う際に、各団体内の関連する業務システムから の情報連携機能を有することで効率的に事務が実施できる。 ただし関連システムを含めたシステム構成によって実現性が左右されることや、 業務情報管理における団体の方針に違いがあること、生活保護対象者の減免区分 を設けていない団体もあることから、実装してもしなくても良い機能とする。			
3.2.3.	1		障害福祉システムからの障害福祉情報の取込ができること。	障害福祉システムからの障害福祉情報 の取込ができること。	実装してもしなくても 良い	実装してもしなくても 良い	減免要件を満たす対象者の抽出を行う際に、各団体内の関連する業務システムから の情報連携機能を有することで効率的に事務が実施できる。 ただし関連システムを含めたシステム構成によって実現性が左右されることや、 業務情報管理における団体の方針により要否に差異も生じると考えられるため、 実装してもしなくても良い機能とする。			
3.2.4.	1	減免対象情報照会	生活保護法による保護の実施もしくは就労自立給付金の支給 に関する情報の照会ができること。	生活保護法による保護の実施もしくは 就労自立給付金の支給に関する情報の 照会ができること。	実装してもしなくても 良い	実装してもしなくても 良い	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表 第2(第19条、第21条関係)に基づく照会を行うことを意図した機能だが、運用 している地方団体が一部であるため実装してもしなくても良い機能とした。			
3.2.5.	1		身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若し くは知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報の照会 ができること。	身体障害者福祉法による身体障害者手 帳、精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律による精神障害者保健福祉 手帳若しくは知的障害者福祉法に いう知的障害者に関する情報の照会 ができること。	実装してもしなくても 良い	実装してもしなくても 良い	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の別表 第2(第19条、第21条関係)に基づく照会を行うことを意図した機能だが、運用し ている地方団体が一部であるため実装してもしなくても良い機能とした。			
3.2.6.	1	減免申請書等作成	抽出した減免対象者に対し、減免申請書等を一括及び個別に 作成できること。		実装すべき	実装すべき	・以下の帳票要件に関連する。 No. 52~53 減免申請書	減免制度はどの地方団体にもあり、共通して申請のプロセスを経ることから申請 書作成の機能を実装すべき機能としている。 ただし、減免申請書の一括作成は対象者へ申請書を送付する運用を想定した機能 であり、当該運用の有無は地方団体間で差異があるため実装してもしなくても良 い機能とした。		

項番	枝番	機能名称	標準仕様書		備考	要件の考え方・理由	その他意見等(参考)	対応方針案・確認事項	WT検討区分		
			機能要件	実装してもしなくても良い機能						通常版	限定機能版
3.2.7.	1	減免情報管理	減免に係る情報を管理(設定・保持・修正)できること。  <減免情報> 申請年月日 減免対象区分 車両情報(種別、車台番号、車両番号(標識番号)、用途、形状) 納税義務者情報(宛名基本情報、名義人区分) 障害者情報(宛名基本情報、障害程度(障害名、障害等級)) 運転者情報(宛名基本情報) 許可事由 メモ	減免に係る情報を管理(登録、修正、削除)できること。  <減免情報> 納税義務者情報(罹災届出証明、生活保護) 障害者情報(納税義務者との関係、生計を一にする親族の有無、個別等級、総合等級、生年月日、手帳の種類、手帳番号、手帳交付年月日、公費負担番号) 運転者情報(運転免許証交付年月日及び有効期限、運転免許の種別、免許番号、免許の条件等) 申請者情報(氏名(名称)、住所(所在地)、電話番号) 審査結果 不許可事由 減免期間(開始年度、終了年度、開始決定年月日、終了決定年月日)	実装してもしなくても良い機能	実装すべき	実装すべき	特に障害者情報や運転者情報、減免の審査に関連する項目については、全国意見照会で多数の要望があったが、標準仕様書全体として要求過大となることは望ましくないため、以下の観点で整理を行った。  ・障害者情報 対象者の基本情報として、宛名基本情報、障害名を実装すべき機能とし、その他関係する情報については団体による要否の差がある状況であるため実装してもしなくても良い機能とする。  ・運転者情報 対象者の基本情報として、宛名基本情報、電話番号を実装すべき機能とし、その他関係する情報については団体による要否の差がある状況であるため実装してもしなくても良い機能とする。  ・減免の審査に関する項目 減免申請を許可する対象のみ入力する運用を基本とし、許可事由の項目を実装すべき機能とする。各団体における減免審査事務によって要否に差異がある審査結果、不許可事由、減免期間の項目は実装してもしなくても良い機能とする。			
	2	減免に係る情報を管理(登録、修正、削除)できること。  <減免情報> 納税義務者情報(罹災届出証明、生活保護) 障害者情報(納税義務者との関係、生計を一にする親族の有無、個別等級、総合等級、生年月日、手帳の種類、手帳番号、手帳交付年月日、公費負担番号) 運転者情報(運転免許証交付年月日及び有効期限、運転免許の種別、免許番号、免許の条件等) 申請者情報(氏名(名称)、住所(所在地)、電話番号) 審査結果 不許可事由 減免期間(開始年度、終了年度、開始決定年月日、終了決定年月日)	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	同上	<事業者意見> 罹災届出証明について、減免申請時に罹災届出証明書の提出の有無が管理されていれば要件は満たしていますでしょうか。 生活保護について、減免申請時に生活保護受給証明書の提出の有無が管理されていれば要件は満たしていますでしょうか。	①文言の確認 要件内の下線の文言について、具体的に指すものが分かりづらいため、認識相違なければ以下の修正を行いたいと考えています。 「罹災証明」→「罹災届出証明書の提出の有無」 「生活保護」→「生活保護受給証明書の提出の有無」	当日確認			
3.3. 税額変更処理											
3.3.1.	1	税額変更処理	税額変更申告受付処理、減免処理等に基づき、課税情報の一括及び個別更新ができること。 更新内容に基づき、税額計算ができること。		実装すべき	実装すべき	軽自動車税の課税を効率的に行う上で、当初課税時より変更があった対象情報を更新し、更新内容をもとに税額計算を行う機能は必要である。	①更新処理について →当該要件の税額計算について処理の詳細が分かりやすいように「一括及び個別」の文言を記載したいと思います。	当日確認		
3.3.2.	1		賦課日後に、賦課期日へ溯及して新規登録又は廃車登録された車両の税額計算を実施し、課税額が決定できること。 複数年度分を遡及しての登録・廃車を行った際も、一括及び個別で年度ごとに税額計算を実施し、それぞれの年度での課税額が決定できること。		実装すべき	実装すべき	同上	①個別処理の追記 →税額変更の運用として個別処理の対応についても言及した内容に修正したいと思います。	当日確認		
3.3.3.	1		条例で定められている納期限を一括で設定できること。 また、個別に納期限を設定できること。		実装すべき	実装すべき	税額変更時は当初課税の納期限も変更されることから当該機能を実装すべき機能としている。 基本的には税額変更処理を行った対象者に対して、条例で定められる納期限を一括で設定することを想定しているが、全国意見照会を受けて個別に対応するケースもあることから個別設定の機能も定義を行った。	◆標準化に際して実装必須とする ①納期限の設定(一括/個別) →実現性評価の結果では、一括設定が個別のどちらかのみの実装となっている製品が見られましたが、税額変更処理全体として一括及び個別の処理を必須としていることとの整合性の観点から本要件は修正なしで進めようと考えています。	共有のみ		
3.3.4.	1		税額変更処理を行った対象者を抽出し、税額変更者リストを出力できること。  <抽出条件> 税額変更年月		実装すべき	実装すべき	以下の帳票要件に関連する。 No. 67_税額変更者リスト 税額変更対象者の確認や決裁等で当該一覧が必要になるため、実装すべき機能としている。 抽出条件は、当該処理を月次で一括で行うことや年度単位での統計等を念頭に定義を行った。				
3.4. その他税額変更処理											
3.4.1.	1	過年度税額変更	法定年限に基づく税額変更(現年含む。)ができること。 過年度の該当課税情報を引継いで、税額変更ができること。		実装すべき	実装すべき	過年度の税額変更を行う場合は、法定年限に基づくシステムの制御が必要となるため機能要件での定義を行った。				
3.4.2.	1	職権による税額変更	異動情報登録の際に入力した項目について、職権による強制修正ができること。 なお、職権による強制修正を行う場合も法定年限に基づく制御が行われること。		実装すべき	実装すべき	申告による税額変更以外にも職員の判断により職権での税額変更を行うケースが想定されることから実装すべき機能の機能要件として定義を行った。				
4. 交付											
4.1. 納税通知発行											
4.1.1.	1	納税通知書(兼納付書兼納税証明書)発行	当初課税時又は税額変更時に、一括又は個別に納税通知書(兼納付書兼納税証明書)を出力できること。		実装すべき	実装すべき	以下の帳票要件に関連する。 No. 36~41_納税通知書 No. 42_課税明細 納税通知書の出力条件や出力順については、各地方団体の事情で運用の差異が大きい部分だが、原則として取扱いに留意すべき死亡者とDV支援措置対象者に加え、税務システム等標準化検討会において汎用的な条件として同意が得られたものを実装すべき機能とし、個別の意見で運用例が確認できたものを実装してもしなくても良い機能として定義した。 なお、外部委託を前提とした要件については共通要件を参照することとする。  帳票の詳細については帳票要件参照。				

項番	枝番	機能名称	標準仕様書				備考	要件の考え方・理由	その他意見等(参考)	対応方針・確認事項	WT検討区分	
			機能要件	実装してもしなくても良い機能	通常版	限定機能版						
4.1.2.	1		当初課税時の納税通知書(兼納付書兼継続検査用納税証明書)を発行する際に、任意の期間に台帳情報の更新(新規登録、変更登録など)があった車両を抽出して、一括及び個別に納税通知書(兼納付書兼継続検査用納税証明書)の発行ができること。 任意の期間は、異動年月日、登録年月日などで指定ができること。	当初課税時の納税通知書(兼納付書兼継続検査用納税証明書)を発行する際に、任意の期間に台帳情報の更新(新規登録、変更登録など)があった車両を抽出して、一括及び個別に納税通知書(兼納付書兼継続検査用納税証明書)の発行ができること。 任意の期間は、異動年月日、登録年月日などで指定ができること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	・以下の帳票要件に関連する。 No.36~41_納税通知書 No.42_課税明細	事務処理の関係上、特に人口規模の大きい地方団体では、納税通知書を2回に分けて作成しているケースがあることから2回目の作成に係る要件の記載を行った。				
4.2. 各種通知発行												
4.2.1.	1	減免決定通知書発行	減免対象者に対し、一括又は個別に減免決定通知書を出力できること。			実装すべき	実装すべき	・以下の帳票要件に関連する。 No.56~59_減免決定通知書	減免の申請があった対象者に対し、当該帳票をもって減免が決定した旨を知らせる必要があることから実装すべき機能としている。  帳票の詳細については帳票要件参照。			
4.2.2.	1	減免不許可通知書発行	減免申請者のうち審査結果が不許可となっている対象者に対し、一括又は個別に減免不許可通知書を出力できること。	減免申請者のうち審査結果が不許可となっている対象者に対し、一括又は個別に減免不許可通知書を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	・以下の帳票要件に関連する。 No.61~62_減免不許可(却下)通知書	一部の地方団体では、減免の申請があった対象者に対し、審査の結果が不許可となった旨を知らせる運用を行っていることから実装してもしなくても良い機能としている。  帳票の詳細については帳票要件参照。				
4.2.3.	1	税額変更決定通知書発行	税額変更処理の結果税額が変更となったものに対し、一括又は個別に税額変更決定通知書を出力できること。	税額変更決定に際し税額変更決議書及び税額変更に関する連絡票を出力できること。	実装すべき	実装すべき	→「税額変更決議書」と「税額変更に関する連絡票」は、税額変更決定通知書と類似レイアウトの個票を想定している。  →以下の帳票要件に関連する。 No.68_税額変更決議書 No.70_税額変更に関する連絡票 No.72~73_税額変更通知書	税額変更を行う対象者に対し、当該帳票をもって左記の旨を知らせる必要があることから実装すべき機能としている。  帳票の詳細については帳票要件参照。			①一括出力機能について(限定機能版) →小規模地方団体向けを中心に展開している製品においては、一括出力機能を実装していないケースが多い状況です。人口規模が大きい地方団体では対象者数も少なく個別出力でも対応可能と思われることから、限定機能版においては実装してもしなくても良い機能に緩和する方向で考えています。要件の定義として、一括出力機能を分けて緩和させる想定です。	当日確認
	2		税額変更決定に際し税額変更決議書及び税額変更に関する連絡票を出力できること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	・「税額変更決議書」と「税額変更に関する連絡票」は、税額変更決定通知書と類似レイアウトの個票を想定している。  ・以下の帳票要件に関連する。 No.68_税額変更決議書 No.70_税額変更に関する連絡票					
4.2.4.	1	課税免除決定通知書発行	課税免除申請者のうち審査の結果、課税免除が認められた者に対し、一括又は個別に課税免除決定通知書を出力できること。	課税免除申請者のうち審査の結果、課税免除が認められた者に対し、一括又は個別に課税免除決定通知書を出力できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	・以下の帳票要件に関連する。 No.78~79_課税免除決定通知書	一部の地方団体では、当該帳票をもって課税免除が決定した旨を知らせる運用を行っていることから実装してもしなくても良い機能としている。  帳票の詳細については帳票要件参照。				
4.2.5.	1	他の地方団体標識の廃車申告情報管理	他の地方団体で標識交付を行った車両について、廃車申告内容を管理(設定・保持・修正)できること。  <他の地方団体標識車両の廃車申告情報> 申告年月日 異動年月日(廃車年月日) 事由 他の地方団体情報(地方団体名、課税物件異動通知書送付年月日) 旧納税義務者情報(氏名(名称)・住所(所在地)) 旧標識番号 種別 車台番号 車名 総排気量 排気区分 型式 型式認定番号 原動機型式		実装すべき	実装すべき		他の地方団体で標識交付を行った車両の廃車受付については、当該地方団体での標識交付が伴う場合のみ受付を執り行うなど地方団体によって運用差異がある状況である。 ただし、他の地方団体の廃車受付を行った場合には、重複課税を避けるために、旧地方団体に対し当該課税物件(車両)の廃車を行った旨を通知する必要があることから、当該廃車受付に係る情報管理機能を実装すべき機能とする。  当該事務の前提として、旧標識が回収できない場合は標識発行を行った地方団体における弁償金徴収が適切に実施できなくなることから、廃車受付を行うべきではないと考えられる。 そのため、標識回収区分については回収済み以外の区分は想定されず、事務上あえて入力する必要はないことから管理項目として定義不要の整理とした。	<事業者意見> 他の地方団体標識車両の廃車申告情報に項目がある「種別、車台番号、車名、総排気量、排気区分、型式、型式認定番号、原動機型式」 →自団体で標識を交付する運用を前提とする場合は、データとして別管理の必要性は低いと考えられるため、上記項目は車両台帳を参照する実現方法で問題ない旨を補記したいと考えています。		①以下項目のデータの持ち方について 「種別、車台番号、車名、総排気量、排気区分、型式、型式認定番号、原動機型式」 →自団体で標識を交付する運用を前提とする場合は、データとして別管理の必要性は低いと考えられるため、上記項目は車両台帳を参照する実現方法で問題ない旨を補記したいと考えています。	当日確認
4.2.6.	1	課税物件異動通知発行	他の地方団体で発行された標識の車両について、廃車受付を行い、課税物件異動通知を発行できること。		実装すべき	実装すべき	・以下の帳票要件に関連する。 No.81~82_課税物件異動通知書	同上				
4.2.7.	1		課税物件異動通知発行と同時に、以下の帳票を選択し発行できること。  <対象帳票> 標識交付証明書 廃車申告受付書		実装すべき	実装すべき	・以下の帳票要件に関連する。 No.94_標識交付証明書 No.98_廃車申告受付書	同上			①要件の類型見直しについて(限定機能版) →実現性評価では、小規模団体を中心に展開している製品で追加開発となる場合がみられる状況でした。 想定される処理件数を踏まえると、特に小規模団体での必要性はそこまで高くはないと見込まれることから、限定機能版では実装してもしなくても良いに緩和する方向で考えます。	当日確認
4.2.8.	1	各種手続通知発行	異動のあった対象者を抽出しリスト出力できること。		実装すべき	実装すべき	以下の帳票要件に関連する。 No.84_異動者一覧	登録車両の納税義務者又は名義人に異動があった場合は、所定の手続きが必要となるため当該者の抽出機能を実装すべき機能とした。			◆標準化に際して実装必須とする ①異動者の抽出 →実現性評価では、小規模団体を中心に展開している製品で追加開発となる場合がみられる状況でした。 課税に係る適切な申告を促す目的の要件であることから、人口規模に関わりなく必須の要件と考えられますので、変更なしとして進める想定です。	共有のみ

項番	枝番	機能名称	標準仕様書		備考	要件の考え方・理由	その他意見等（参考）	対応方針・確認事項	WT検討区分	
			機能要件	実装してもしなくても良い機能						通常版
4.2.9.	1		抽出した異動者について一括又は個別に、各種手続通知書を発行できること。 <各種手続通知書> 名義変更依頼書 転出者変更依頼書			以下の帳票要件に関連する。 No. 85～86_転出者変更依頼書 No. 88～89_名義変更依頼書	異動のあった対象者に対し、所定の手続きが必要となる旨を通知する必要があるため該当する帳票の出力機能を実装すべき機能としている。		◆標準化に際して実装必須とする ①各種手続通知書 →個別出力機能で追加開発が必要としている事業者がありますが、運用時の柔軟性を考慮してこのまま実装すべき機能とする方向で考えています。	共有のみ
4.2.10.	1		名義変更依頼書を作成した車両に対して、一括で課税区分を「課税情報の調査中」に変更できること。	名義変更依頼書を作成した車両に対して、一括で課税区分を「課税情報の調査中」に変更できること。	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	特に処理件数が膨大となる大規模団体では、有用な機能であることから実装してもしなくても良い機能とした。			

項番	枝番	機能名称	標準仕様書				備考	要件の考え方・理由	その他意見等(参考)	対応方針・確認事項	WT検討区分
			機能要件	実装してもしなくても良い機能	通常版	限定機能版					
4.2.11.	1		転出者変更依頼書を作成した車両に対して、一括で定置場の住所を「市外」へ変更できること。 また、あわせて課税区分も「課税情報の調査中」に変更できること。	<del>転出者変更依頼書を作成した車両に対して、一括で定置場の住所を「市外」へ変更できること。 また、あわせて課税区分も「課税情報の調査中」に変更できること。</del>	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		一部の地方団体においては、納税義務者が転出した際に左記の事務を一括で実施しているため、実装してもしなくても良い機能として定義を行った。 なお、対象の種別としては主に原付・小型特殊を想定している。	①文言の修正 →以下の通り文言を修正します。 「市外」→「当該地方団体外」	共有のみ	
4.2.12.	1	放置バイク情報管理	放置バイク通知に関する情報を管理(登録、修正、削除)できること。  <管理対象項目> 受付年月日 放置場所 放置場所管理者の連絡先 引き取り期限 備考	<del>放置バイク通知に関する情報を管理(登録、修正、削除)できること。</del>  <管理対象項目> 受付年月日 放置場所 放置場所管理者の連絡先 引き取り期限 備考	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	以下の帳票要件に関連する。 No. 91~92_放置バイク通知	一部の地方団体から要望のあった放置バイクに係る情報の管理については課税事務の範囲ではないが、システムの車両情報を利用することで事務の効率性が見込めることから実装してもしなくても良い機能としている。			
4.2.13.	1		一括又は個別に、放置バイク通知書を発行できること。	<del>一括又は個別に、放置バイク通知書を発行できること。</del>	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	以下の帳票要件に関連する。 No. 91~92_放置バイク通知	一部の地方団体から要望のあった放置バイク通知については課税事務の範囲ではないが、システムの車両情報を利用することで事務の効率性が見込めることから実装してもしなくても良い機能としている。			
4.3. 証明書等発行											
4.3.1.	1	標識交付証明書発行	標識交付証明書を発行できること。	<del>試乗車用標識交付証明書を発行できること。</del>	実装すべき	実装すべき	・以下の帳票要件に関連する。 No. 94_標識交付証明書 No. 95_試乗車用標識交付証明書	地方団体及び行政区で標識を交付した際に、その旨を証明する必要があることから実装すべき機能帳票としている。 <del>ただし、試乗車管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係せず、また試乗車の車両情報を軽自動車税のデータベースとは別途管理している事例もある。税務システム等標準化検討会や全国意見照会において軽自動車税システムでの対応がされていれば有用である旨の意見があったことから、実装してもしなくても良い機能としている。</del>  帳票の詳細については帳票要件参照。			
	2		試乗車用標識交付証明書を発行できること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	・以下の帳票要件に関連する。 No. 95_試乗車用標識交付証明書	試乗車管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係せず、また試乗車の車両情報を軽自動車税のデータベースとは別途管理している事例もある。税務システム等標準化検討会や全国意見照会において軽自動車税システムでの対応がされていれば有用である旨の意見があったことから、実装してもしなくても良い機能としている。			
4.3.2.	1	廃車申告受付書発行	廃車登録を行い、廃車申告受付書の発行ができること。		実装すべき	実装すべき	・以下の帳票要件に関連する。 No. 98_廃車申告受付書	地方団体及び行政区で交付した標識を廃車した際にその旨を証明する必要があることから実装すべき機能帳票としている。  帳票の詳細については帳票要件参照。			
4.3.3.	1		廃車申告受付書の発行時に譲渡証明書欄の有無を選択できること。		実装すべき	実装すべき		譲渡証明書について、別途帳票として出力されるよりも廃車申告受付書と一体の様式となっている方が窓口での対応時間を短縮できるという点で望ましい。 ただし、譲渡証明書欄の要否は申告書によって異なるため、印字有無を選択する機能を実装すべき機能とした。			
4.3.4.	1		廃車申告受付書の発行と同時に該当車両を廃車登録できること。	<del>廃車申告受付書の発行と同時に該当車両を廃車登録できること。</del>	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		通常は廃車登録を行うことで廃車申告受付書が発行される流れとなるが、一部の地方団体で窓口の人員体制等の事情で廃車に係る入力作業を廃車申告受付書の交付後に実施しているケースがあることから、実装してもしなくても良い機能とした。			
4.3.5.	1		変更登録(名義人変更・標識番号変更)の際に、新登録情報の標識交付証明書と同時に旧登録情報の廃車申告受付書を発行できること。		実装すべき	実装すべき	・以下の帳票要件に関連する。 No. 94_標識交付証明書 No. 98_廃車申告受付書	名義人変更や標識番号変更といった変更登録の際には、新名義人や新標識の新規登録と同時に旧名義人や旧標識への廃車登録を行うこととなる。 その際に、関連する標識交付証明書と廃車申告受付書が同時に出力できることで、窓口事務の効率化が図られることから、実装すべき機能とした。	①要件の類型見直しについて(限定機能版) →実現性評価の結果、特に小規模団体を中心に展開する製品において開発規模が大きい懸念が出ていることから、当該要件は限定機能版については実装してもしなくても良いに緩和する方向で考えます。	当日確認	
4.3.6.	1		同一車種での車体変更登録の際に、新車体に対しての標識交付証明書と同時に旧車体への廃車申告受付書を発行できること。	<del>同一車種での車体変更登録の際に、新車体に対しての標識交付証明書と同時に旧車体への廃車申告受付書を発行できること。</del>	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	・以下の帳票要件に関連する。 No. 94_標識交付証明書 No. 98_廃車申告受付書	全国意見照会の際に要望のあった機能だが、申告書の変更の区分に車体変更はなく、運用地方団体が限定される状況のため、実装してもしなくても良い機能とした。			
4.4. 発行管理											
4.4.1.	1	通知書発行リスト作成	一括作成を行った各種通知書等について、発行者リストを作成できること。		実装すべき	実装すべき	実装してもしなくても良い帳票を含む。	一括発行を行った帳票については送付前の確認や引き抜き等の作業で有用であるため、リスト作成の機能を実装すべき機能とした。  対象となる帳票は、帳票要件で各種通知書等に関連する形で記載。			

項番	枝番	機能名称	標準仕様書		備考	要件の考え方・理由	その他意見等(参考)	対応方針案・確認事項	WT検討区分
			機能要件	実装してもしなくても良い機能					
4.4.2.	1	引き抜き対象者リスト作成	一括作成を行った各種通知書について、引き抜き対象者リストを作成できること。		実装してもしなくても良い帳票を含む。 ・以下の帳票要件に関連する。 No.48_納税通知書引き抜き対象者一覧(納付書払い) No.49_納税通知書引き抜き対象者一覧(口座変更分) No.93_通知書(共通)引き抜き対象者一覧	一括発行を行った帳票については送付前に引き抜き作業が発生するケースがあるため、該当する条件を指定したリスト作成の機能を実装すべき機能とした。 帳票の詳細については帳票要件参照。	<事業者意見> 納税通知書以外の各種通知書については対応時期検討中となります。 開発規模が大きいことと、納税通知書以外にアウトソーシングに出すことが少なく、印刷から発送までの期間は短く引き抜き要望が少ないため。	①引き抜き対象帳票の詳細化及び一部緩和について →基本的には納税通知書の件数が車両所有者全員であり、印刷等をアウトソーシングするケースが多いと考えられるため、こちらの引き抜き対象の抽出はそのまま実装すべき機能と考えています。 一方で、納税通知書以外の汎用紙帳票での引き抜き対象の抽出は、実装してもしなくても良い機能に緩和する方向で問題ないでしょうか。	当日確認
4.4.3.	1	通知書再発行	各種通知書の再発行ができること。		実装してもしなくても良い帳票を含む。	発行済みの通知書を再発行する運用は地方団体共通で想定されるため、再発行の際に指定が必要な条件も含め実装すべき機能とした。 対象となる帳票は、帳票要件で各種通知書等に関連する形で記載。	<事業者意見> 運用上の範囲として、印字する発行日の再設定や、発送時から異動があった反映すべき情報について反映させた通知書を再発行として出力した場合も「再発行ができること。」の要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか。 それとも、当時の発送時の印字情報を保持し、一字一句違わず同じものを再発行することという要件になりますでしょうか。	①再発行の認識の確認 →再発行で求める内容について、以下の認識で問題ないか確認させてください。 (1)システム上の最新の情報を反映させた帳票が発行できれば良い …転出者変更依頼書、名義変更依頼書等の課税に係る通知ではないもの (2)過去に発行した帳票の内容と同一のもの(各年度内で最新のものを)を再発行できる必要がある …納税通知書、税額変更通知書、減免決定通知書等の課税に係る通知書	当日確認
4.4.4.	1		当初分の納税通知書再発行時に一括又は個別に出力できること。 ただし、納付済み、過年度分の納税通知書は除外すること。		・以下の帳票要件に関連する。 No.36~41_納税通知書 No.42_課税明細	同上			
4.4.5.	1		税額変更分の納税通知書再発行時に一括又は個別に出力できること。		・以下の帳票要件に関連する。 No.36~41_納税通知書 No.42_課税明細	同上			
4.4.6.	1	証明書等再発行	各種証明書等の再発行ができること。		実装してもしなくても良い帳票を含む。	証明書等については標準交付証明書と廃車申告受付書等を意図しているが、再発行する運用は地方団体共通で想定されるため、実装すべき機能とした。			
4.4.7.	1	通知書編集	各種通知書の項目について、発行時に任意に編集できること。 また、アスタリスク表示等の形式で非表示とできること。 <対象項目> 送付先 通知書本文			帳票発行事務において、地方団体それぞれの事情に合わせた柔軟な運用が求められることを想定し実装すべき機能とした。		①アスタリスク形式等の非表示機能の可否について →当該要件の非表示機能について、送付先や通知書本文では不要なものと考えています。 →基本的には個人の住所に対する要件と想定していますが、編集対象項目として住所を追記する必要があるかご意見確認させてください。(過去WTで一度削除していますが、再度確認になります) ※想定しているケース：転出者変更依頼書を発行する際に納税義務者住所を非表示にする等	当日確認
4.4.8.	1	証明書等編集	各種証明書等の項目について、発行時に任意に編集できること。 また、アスタリスク表示等の形式で非表示とできること。 <対象項目> 氏名 住所 備考			同上		◆標準化に際して実装必須とする ①証明書の項目編集 →小規模向け製品で対応していないものが見られましたが、支援措置対象者(DV当)や通称名対応など窓口で対応する際に必要になる場合が考えられることからこのまま定義を行う方向で考えています。	共有のみ
4.4.9.	1	証明書等発行制御	以下の条件により、各種証明書等発行時のエラー又はアラート設定ができること。 <制御条件> 種別 未納者 支援措置対象者 処理注意者 廃車済み			同上			

## 5. 照会

## 5.1. 物件照会

項番	枝番	機能名称	標準仕様書		備考	要件の考え方・理由	その他意見等(参考)	対応方針案・確認事項	WT検討区分	
			機能要件	実装してもしなくても良い機能						通常版
5.1.1.	1	物件照会への回答(回答書作成)	他の地方団体、税務署等からの物件照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。	<del>警察(公安委員会)等からの回答様式を指定した物件照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。</del>	実装すべき	実装すべき	・以下の帳票要件に関連する。 No.107_照会事項回答書  回答様式に指定のない他機関からの車両照会全般への対応を想定している。	外部機関からの照会があった際の回答書作成について、標準仕様として要件化されることで事務負担の軽減や地方団体の回答書式統一による対外的な分かりやすさが向上する点を考慮して実装すべき機能とする。  <del>一方で警察(公安委員会)等からの照会については一部都道府県において、照会機関側が回答様式を指定するケースがあることから当該期間への回答書作成は実装してもしなくても良い機能とする。</del>	◆標準化に際して実装必須とする ①照会事項回答書の出力 →小規模向け製品で現状対応していないものが見られますが、照会事項への回答方法として標準的な様式が整備されること自体には意義があると考えられるため、このまま修正なしで進めたいと思います。	共有のみ
	2		警察(公安委員会)等からの回答様式を指定した物件照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。		実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い		警察(公安委員会)等からの照会については一部都道府県において、照会機関側が回答様式を指定するケースがあることから当該期間への回答書作成は実装してもしなくても良い機能とする。		
	5.1.2.	1	回答書については照会のあったもののみ回答できるよう表示項目を選択できること(空欄出力可)。			実装すべき	実装すべき	同上	◆標準化に際して実装必須とする ①照会事項以外の項目をマスキングする機能 →実現性評価の結果では、小規模団体を中心に展開している製品で対応していないケースが見られました。 ただし、当該要件は人口規模に関わらず個人情報保護の観点で必要性があることから、修正なしの方向で考えています。	共有のみ
	5.1.3.	1	警察(公安委員会)等からの照会データを取り込み、該当する車両を判定できること。判定した車両に対し一括で照会事項回答書を作成できること。 なお、該当なしの場合はその旨回答できること。	<del>警察(公安委員会)等からの照会データを取り込み、該当する車両を判定できること。判定した車両に対し一括で照会事項回答書を作成できること。 なお、該当なしの場合はその旨回答できること。</del>	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	一部都道府県の公安委員会ではデータで照会情報が提供されている状況であり、現行当該データをシステムに取り込む運用を行う機能を実装している地方団体がある。 利用する団体が一部に限定されることから当該要件については、実装してもしなくても良い機能とした。	①考え方・理由の補記について →当該要件の意図について、考え方理由への補記を行っています。	共有のみ	
	5.1.4.	1	物件照会(調査票作成)	陸運支局、軽自動車検査協会、入国管理局、法務局、他の地方団体等の行政機関に対して、物件調査票の作成が行えること。	<del>陸運支局、軽自動車検査協会、入国管理局、法務局、他の地方団体等の行政機関に対して、物件調査票の作成が行えること。</del>	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	・以下の帳票要件に関連する。 No.109_物件調査票	調査票の様式は外部機関ごとに指定される場合があることから、実装してもしなくても良い機能とする。	
5.1.5.	1	住民票・戸籍照会	通知書等の返戻があった対象者について、一括又は個別で住民票照会又は戸籍照会ができること。		実装すべき	実装すべき	・以下の帳票要件に関連する。 No.101_住民票の照会について No.102_戸籍の照会について	通知書等の返戻があった際に他の地方団体に対して住民票又は戸籍の照会が必要となるケースが考えられるため、実装すべき機能とした。	①住民票・戸籍照会の取り扱い →滞納管理でも必要となるため、共通要件へ集約を予定しています。	共有のみ
5.2. 収納状況照会										
		収納状況照会	収納状況を確認できること。		実装すべき	実装すべき		軽自動車税の課税や標識管理に係る事務を行う際に、未納の有無などの確認を行うケースも想定されることから実装すべき機能として定義を行った。		
	5.2.1.	1								
6. 調定										
6.1. 調定処理										
6.1.1.	1	調定処理	<del>一括または個別に、当初課税処理及び税額変更処理に係る調定処理をできること。</del> 一括で当初課税処理に係る調定処理をできること。 また、個別に税額変更処理に係る調定処理をできること。 なお、調定処理については収納管理システムへ連携されること。		実装すべき	実装すべき		当初課税処理に係る調定の場合は、主に該当者を一括で処理することを想定しているが、税額変更の場合は個別に対応するケースも想定されることから個別で調定を行う機能も実装すべき機能とした。  当初課税処理に係る調定の場合は、該当者を一括で処理することを想定しているため一括での調定処理機能を実装すべき機能とした。 また、税額変更の場合は個別に調定処理を行って収納管理システムへ課税情報を連携させる場合と月次等の対象者を一括で調定処理するケースが考えられるため、それぞれ要件の定義を行うこととする。 限定機能版においては想定される税額変更の対象者数の関係上、最低限の要件として個別処理を実装すべき機能とする。 なお、調定処理を行った情報は収納管理システムへ連携されるが、連携頻度(即時又は月次など)は当該機能の運用方法によって使い分けを行う整理とする。	①当初課税における個別処理の要件について →個別の調定処理は税額変更時のみを想定したものであるため、要件の書き分けを行いたいと考えていますが、認識相違ないでしょうか。	当日確認



標準仕様書						備考	要件の考え方・理由	その他意見等（参考）	対応方針案・確認事項	WT検討区分
項番	枝番	機能名称	機能要件	実装してもしなくても良い機能	通常版					
	2		一括で税額変更処理に係る調定処理をできること。		実装すべき	実装してもしなくても良い	限定機能版においては想定される税額変更の対象者数の関係上、一括で調定処理を行う機能は実装してもしなくても良い機能としている。 なお、調定処理を行った情報は収納管理システムへ連携されるが、連携頻度（即時又は月次など）は当該機能の運用方法によって使い分けを行う整理とする。		①税額変更時の一括調定処理の類型（限定機能版） →実現性評価の結果、特に小規模団体を中心に展開する製品において対応できていないものが見られる状況です。 もともと税額変更の対象者に限られるうえ、人口規模が小さい場合は個別に調定処理を行うことにも対応できると思われるため、当該要件は限定機能版については実装してもしなくても良い機能に緩和する方向で考えます。	当日確認
6.1.2.	1	調定表作成	条件を指定して調定表を作成できること。		実装すべき	実装すべき	以下の帳票要件に関連する。 No. 110_調定表（集計表）  調定表に必要な集計項目については団体ごとに差異があるが、集計条件について網羅的に要件化を行うことで調定表作成事務の効率化を図る。  帳票の詳細については帳票要件参照。			

標準仕様書											
項番	枝番	機能名称	機能要件	実装してもしなくても良い機能	通常版	限定機能版	備考	要件の考え方・理由	その他意見等（参考）	対応方針案・確認事項	WT検討区分
	6.1.3.	1	指定の項目別に集計表を作成できること。 また、複数年度を集計を行った場合は各年度の合計値を算出できること。		実装すべき	実装すべき	以下の帳票要件に関連する。 No. 111_調定表（集計表）	調定表に必要な集計項目については団体ごとに差異があるが、集計条件について網羅的に要件化を行うことで調定表作成事務の効率化を図る。  帳票の詳細については帳票要件参照。			

項番	標準仕様書				備考		要件の考え方・理由	その他意見等(参考)	対応方針案・確認事項	WT検討区分	
	枝番	機能名称	機能要件	実装してもしなくても良い機能	通常版	限定機能版					
6.1.4.	1		異動分について、指定の項目別に増減集計表を作成できること。		実装すべき	実装すべき	以下の帳票要件に関連する。 No. 110_調定表(集計表)	調定表に必要な集計項目については団体ごとに差異があるが、集計条件について網羅的に要件化を行うことで調定表作成事務の効率化を図る。  帳票の詳細については帳票要件参照。			
7. 検索											
7.1. 検索											
7.1.1.	1	検索対象	軽自動車税に係るすべての情報(車両台帳情報・異動情報)を照会できること。		実装すべき	実装すべき		窓口や問い合わせへの対応など、通常の業務で軽自動車税システムで管理している情報を検索する機能は有用であるため実装すべき機能とした。 基本的には、システムで管理しているすべての情報に対し検索を行うことを想定している。  検索に係る機能全般については共通要件も参照。			
7.1.2.	1	検索条件	検索対象とする軽自動車税システムの管理項目を検索キーとして指定できること。 また、検索対象の範囲として以下の検索条件を設定できること。  <検索条件> 住民登録/住民登録外区分 個人/法人区分 除票者(転出・死亡等)対象区分 外国人区分 名義人/納税義務者区分 廃車済み車両の該当区分(含む/含まない/廃車済みのみ) 課税年度 賦課年度		実装すべき	実装すべき		同上			
8. その他											
8.1. システム管理											
8.1.1.	1	課税情報管理	当初課税及び税額変更処理を行った課税情報について年度ごとに管理(設定・保持・修正)できること。		実装すべき	実装すべき	・各年度における適用税率等の課税算出根拠となる情報の保持を含む。 ・課税情報の修正を行った場合は税額変更対象となる。	適用税率など各年度における課税算出根拠の管理などを念頭に当該機能要件の定義を行った。 税務システム等標準化検討会において確認した結果、直接税額を入力して修正する機能も必要であったため左記の通り要件化を行った。			
8.2. その他機能											
8.2.1.	1	税額シミュレーション	システム内で管理している軽自動車に係る情報(経年重課・グリーン化特例(軽課)対象区分含む。)をもとに、翌年度の税額のシミュレーションができること。		実装すべき	実装すべき		各地方団体で歳入予測を行う際などに当該機能を活用することを想定している。 実装方法として検証環境を用意することでの代替も考えられるが、その場合は本番環境のデータを適切なタイミングで実施することが前提となる。		◆標準化に際して実装必須とする ①翌年度の税額の試算機能 →実現方法として検証環境で代替することも許容しているため、特段緩和の必要なしと考えています。	共有のみ
8.2.2.	1	駐留米軍人軍属私有車両に係る課税対応	駐留米軍人軍属私有車両に係る課税対応  ・米軍車両区分について管理(登録、修正、削除)できること。 ・対応した標識情報を管理できること。 ・当初課税対象から除外し、日米地位協定に基づく課税額の算出ができること。 ・米軍車両区分を指定して調定集計表および増減集計表を作成できること。 ・駐留米軍用軽自動車税納付書の発行ができること。 ・駐留米軍用軽自動車税証紙を発行できること。 ・駐留米軍用軽自動車税証紙での徴収に係る収納情報を管理できること。(収納管理システムでの実現可) ・駐留米軍用軽自動車税証紙での徴収に係る調定処理ができること。(収納管理システムでの実現可)	駐留米軍人軍属私有車両に係る課税対応  ・米軍車両区分について管理(登録、修正、削除)できること。 ・対応した標識情報を管理できること。 ・当初課税対象から除外し、日米地位協定に基づく課税額の算出ができること。 ・米軍車両区分を指定して調定集計表および増減集計表を作成できること。 ・駐留米軍用軽自動車税納付書の発行ができること。 ・駐留米軍用軽自動車税証紙を発行できること。 ・駐留米軍用軽自動車税証紙での徴収に係る収納情報を管理できること。(収納管理システムでの実現可) ・駐留米軍用軽自動車税証紙での徴収に係る調定処理ができること。(収納管理システムでの実現可)	実装してもしなくても良い	実装してもしなくても良い	以下の帳票要件に関連する。 No. 124_駐留米軍人軍属私有車両軽自動車税証紙 No. 125_納付書(米軍車両)	管轄区域内に米軍基地がある地方団体に限定して必要な機能となるため、実装してもしなくても良い機能とした。			